農協、有線放送を計画

完成後は広報・連絡に効果大

町内の三つの農協が共同して有線放送をはじめることを決定し、すでに、各農協ごとに加入者をつのっています。

有線放送というは、交換所から各家庭に通話線をひき、農協、役場、学校のことなどの放送にも、また、個人の電話にも利用できる便利なものです。現在では全国に二、六一一（38年5月末）の施設、県内には七〇の施設ができてひじように多くの家庭で利用されています。近くには一の宮、南牧などでも行なっています。こんど当町の農協が始める有線放送設備は、沖電気KK製のもつとも優秀とされている機械で、各家庭で電話をする場合に、他の家庭ではぬすみ聞きができない「密話装置」が取り付けられます。

◇だれでも加入できる◇

施設費は、一戸あたり二万四千円が見込まれ、申し込みと同時に千円、完成したら千円を払い込み、残額を3カ年間のうちに月賦なり、年賦で納入すればよいことになっています。これは（新屋、小幡農協の場合で、秋畑農協の場合は未定）新屋農協への加入申し込みは現在八七〇戸で、（小幡農協六一三）いったん締め切ったそうですが、いますぐの申し込みなら、工事の進み方によつては、できるかぎり、希望をかなえてやりたいといつています。事業主体は農協ですが、農家以外でも加入できることになつており、第二次の加入になると、施設費がもつと高くなります。この有線放送には、次のような利点がありますので、全部の家庭が加入されますよう、おすすめいたします。

◇利点◇

電話の送受話機と拡声装置が各家庭に取り付けられるので、農協や役場、学校そのほかいろいろなお知らせが早くわかります。また問い合わせが電話ででき、簡単な用事なら、わざわざでかけなくてすみます。たとえば

①変化のはげしい青果市場の相場をしらせる。

②いろいろな行事のおしらせができるほか、押し売りがどこへ来た、ドロボーが入つたというようなとき、その立ち回わりさきがすぐ一斉放送され、被害を未然にふせぐことができます。

③「子どもが急病です。先生早く来てください。」という電話もかけられます。

④「出かけて行つてみたらいなかつた。というのでは、手間を損します。まず電話で、いるかどうかを確めてからお伺いするようにしたらいかがなものでしよう。

⑤「ラジオなどでどんなによい放送があつても、時間によつては聞いていられないときがあります。こんなときには有線の放送所で録音しておき夜のいこいのひとときに放送することもできます。

このほか利点はいくつでもあげることができ、毎月の維持費が二〇〇～三〇〇円かかつたとしても、金には替えられない効果があります。

10月21日～30日 全国交通安全運動

自身のために規則を守ろう

この運動は、皆さまひとりひとりに交通のルールをよく知つていただき、それを実行していただくために行ないます。

交通事故防止は、ひとのためのものではありません。あなた自身が平和なまいにちを送るために、ぜひ力を入れていただきたい問題です。

警察では、期間中、次のことについておもに指導いたしますが、よくお読みになつて実行しましよう。

◇安全な横断

歩行者は▼近くに横断歩道があるときは、必ず横断歩道をわたつて下さい。▼車の直前・直後の横断、ななめ横断はゼツタイにやめましよう。

車は▼横断歩道の直前で必ず一時とまり、歩行者に道をゆづつてください。

◇よつばらい・無免許運転をなくす

▼よつばらい・無免許運転は、事故のもとです。どんな事情があつてもしないでください。

▼お酒を売る店の人、その他の人も、車を運転する人には、絶体に酒類をすすめないでください。

▼車両の「カギ」は責任をもつて管理し、むだんでのり出せないようにしてください

◇安全な自転車の乗りかた

▼自転車にのつたら、左側を一列進行しましよう。

▼曲がるときは、手ではつきり合いずをして「わたしはこれから右（左）へまがります」ということを、自転車をはじめ周囲の人にしらせてください。

▼一時停止するべきところは、めんどうがらず、必ず一時停止して安全をたしかめてください。

◇道路をひろく ▼道路に自転車や商品を乱雑におかないでください。

▼駐車するときは、左側はしに道路と平行においてください。▼こどもが道路で遊んでいたら注意してください

◇自動車の完全整備

▼始業点検を完全にしましよう。

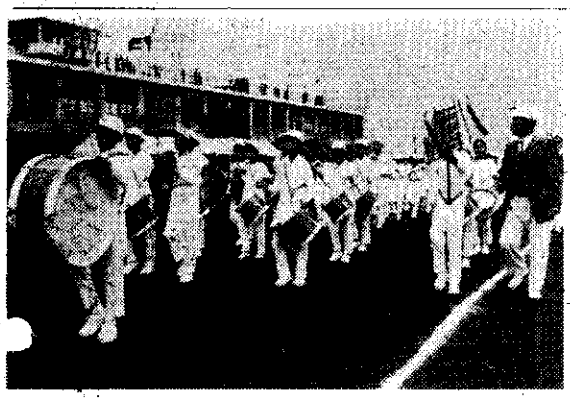

狩猟解禁は11月1日

銃の暴発などなくそう

ことしも11月1日から2月15日（例年は3月15日）まで鳥やけだもの狩猟が解禁になります。法の違反や銃の暴発などの事故を起さぬようにいたしましよう。

▼…猟銃や空気銃を所持するには、銃砲刀剣類等所持取締法に基づいて、所持許可が必要です。ゆずりうけたり、交換したりする場合にも同様の手続きがいります。また、猟銃は所持許可をうけた本人だけが持つことを許されるもので、他人に貸してはいけません。

▼…「狩猟法」という法律名が「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」と変えられました。

▼…狩猟免許制度が変わり、知事はこの法律に定めた講習会の課程を終了した証明書の所持者から申請があれば、その者に、狩猟免許を交付します。しかし、この免許が有効なのは、免許を受けた県の区域内に限られます。

▼…暴発事故の起こる原因は弾丸がはいつているのを忘れて柱などに立てかけておいた銃がはずみで倒れ暴発するなど、取り扱い上の不注意によるもの、あるいは、子どもが銃をいじつているうちに暴発したものもかなり多くみられます。

このほか、農夫や木こりを獲物とまちがえるなど、狩猟場での不注意もあります。

▼…暴発事故を防止するためには、銃は狩猟する場所以外では必ず弾丸をぬいておくこと。銃にはいつも弾丸がこめられているものと考え、銃口を人に向けたり、引ぎ金に手をふれたりしないこと。子どもの手の届かない安全な場所に銃を保管すること。

以上のようなことを忘れずに守ることです。

写真　上は小幡小の鼓笛隊
右は来賓の玉入れ競技

小幡地区 対抗競技で優勝

盛大に開かれた体育祭で

第五回の町民体育祭は、10月6日第一中学校校庭に数千の人々を集めて盛大に行なわれました。その結果、地区対抗競技で、小幡地区が優勝しました。

この日、あさ小雨模様で、あわや体育祭とりやめかと思われましたが、全町民の願いが天に通じたとみえ、まもなく、雨もあがり、この大会を終始スムースに進めることができましたことはさいわいでした。また、このような大行事を行なうことは、これを運営なさる役員の方々にとつては、なみなみならぬ苦労ですが、議員、区長、婦人会、体協、その他各種団体の役員が積極的に活躍されたこと、全町民が、町民体育祭のもつ意義をよく理解され、協力下さつたことがこれを盛大に、しかも成功へ導びく原動力となつたのです。

小幡小、第一中学の鼓笛隊もみごと、婦人会のおどりもみごと、熱のはいつた地区対抗競技もよかつたが、観衆もいつしようけんめい声援したおもしろい競争が続出して、会場が笑つた。子どもも、青年も、老人も、男も女も、あるときは感嘆し、ハラハラしながらいつしようけんめい声援し、負けまいとして走り、笑うべくして笑つた。ここには共通する一つの心があり、平和があり、町民体育祭の成功があつたと思います。

町つくりも、このような全町民の一体性ある協力体制のもとにこそ行なわれるものです。感情的なもの、小さな部落意識というものは、どんな事業を行なうにもありがちなものですが、今後は、この体育祭にみせていただきましたように、全町民は一体なんだという大きな気持ちをもち、私たちの良い町をつくるために協力していこうではありませんか。

善意の灯をかゝげ

VYS結成される

九月二十九日甘楽町中央公民館で、甘楽町VYS運動連絡協議会（会員七十六人）が結成されました。このVYSとはボランタリ・ユース・ソシアルワーカ（有志・青年・社会事業家）の頭文字をとつたもので、これから受ける感じでは、あゝまた外国のまねごとかと思われるかも知れませんが、正真正銘の純日本運動で11年前愛媛県において始められたものです。私たちの町をもつと明るく住みよいところにしようと、民間有志青年（年令十五才から三十才まで）が自主的に若い情熱と意気をもつて社会事業に参加しようというものです。これからの事業としては子どもの遊び場をつくる運動、社会事業施設への援助や慰問、共同募金、歳末たすけあい運動のお手伝い、社会調査活動らを行ないます。誰の心の中にもあるあたたかい善意を横につないで「社会事業は老人の仕事」というあやまつた考え方をうち破り、新しいいぶきを注入して、民間社会事業を大きく前進させようという願いをもつています。青少年の健全育成事業がさけばれているおりから、この運動が今後若い人たちの大きな集団として前進することを期待したいものです。

私の町政

私たちの町を住みよい町にすることは、私たちみんなの責任です。町長や、議会議員だけの責任でもないし、これらの人たちが町民の正しい声を聞きふれず、町民を無視した町政を行なうことも、ゆるされないことです。もちろん、当町ではそのようなことはありません。しかし、町民の声を聞き、住みよい町つくりにいつしようけんめい努力しても、実際上、私たち町民の中には不満の事もありましようし、こうしてもらいたい、ああもしてもらいたい、こうすることがいいんだという希望や意見はたえないわけです。こういう希望や意見が、一挙にはできないまでも少しづつ良い方向に解決されて、町政に反影されることによつて、住みよい町がつくられていくのだと思います。

このような考えから、こんど「私の町政」という私たち町民の声の欄を設けることにしました。次の要領により希望・意見また、お聞きしたいことなど、どしどしお寄せくださるようお待ちしています。

① 投稿（書）はハガキでもなんでも結構です。住所・氏名・年令・職業もおしえて下さい。希望によつては氏名を知らさぬようにするほか、秘密は守ります。

② あて先は、甘楽町役場総務課広報係です

③ 投稿（書）に対しては広報紙上で解答するほかし建設的なものでない場合には、取り上げないこともあります。本人に解答します。ただ必要によつては、直接

薬の乱用は危険

誇大な宣伝にご注意を

10月14日から20日までの一週間は「薬と健康の週間」です。

そこで、この週を機会に皆さんにぜひ守つていただきたいことを次にいくつかお話してみましよう。

◎薬の広告につられない…

最近、薬の広告はひじように多く、テレビ、新聞、雑誌などですばらしく宣伝をしています。しかし、宣伝文には真実をとおりとして、ウソをいつたり、大げさに宣伝しているものもかなりみられます。病人の弱味につけこんだ効果一〇〇パーセント　世界一きく薬　というような誇大宣伝文につられないで下さい

◎レッテルや外箱に注意…

薬には品名・製造業者の名前・住所・内容量・成分・分量・製造記号が書いてあるはずです。それは、もしもその薬で事故があつた場合に、責任をはつきりさせるためです。あいまいな記載のものには、手をださないでください。

◎注射薬の乱用は危険…

病気でない人が、ぜんそく薬などの注射薬をみだりに使用しますと、身体の中に異常をおこして死を早める原因になります。しろうと注射はぜひやめましよう。

◎睡眠薬の乱用はやめよう…

すい眠薬は、どの製品でも全部習慣性があります。このような習慣性のある医薬品を薬局で買うとする時は、その前に、一度医師にみていただいてから買い求めてください。

なお、薬局で買うときは必ず住所・氏名を申し出て買つてください。